



2022年11月10日  
全国港湾 22発第21号  
港運同盟発22-第48号

経済産業省 商務・サービスグループ  
商務・サービス審議官 茂木 正 殿

全国港湾労働組合連合会

中央執行委員長 真島 勝 重



全日本港湾運輸労働組合同盟

会長 日吉 正 博



## 港湾政策並びに港湾労働に係わる申入れ書

貴職におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また、日頃より、港湾運送事業や港湾労働に対するご理解とご協力に心より感謝申し上げます。

周知の通り、私ども港湾労働組合は、コロナ禍の中でも港湾産業が我が国経済と物流を支える基幹産業として、健全に発展し、港湾労働者が安心して働き続けられることのできる環境を整えるべく日夜努力しています。以上の立場から下記の諸課題について、貴意回答を示され、協議することを申し入れます。

### 記

#### 1. 石炭火力発電施設の廃止政策について（資源エネルギー庁）

(1) 現時点でのカーボンニュートラルの実現に向けた課題と対応、温室効果ガスの削減に向けた政策対応、石炭関連の荷役を生業としている港湾運送事業者の存続と港湾労働者の雇用への影響について、どのような内部検討が進められているのか説明を求めます。

(2) 石炭火力発電施設の廃止政策や計画の策定過程、具体的な廃止基準など必要な情報交換及び意見交換を行うことを目的に政策所管官庁である資源エネルギー庁、所管官庁である国土交通省・厚生労働省、港湾運送事業者団体である日本港運協会、港湾労働組合との官民連携による関係省庁会議の設置を求めます。同時に現時点における石炭火力発電施設の廃止状況等について、貴庁を通じて電気事業連合会等との情報交換及び意見交換が出来る場の設置を求めます。

(3) 6月24日、北海道電力が石炭火力発電施設を2030年度までに段階的に休廃止する政府方針に対応するために、奈井江火力発電所1号・2号機及び砂川火力発電所3号、4号機を、2027年3月末をもって廃止を発表しました。この発表により留萌港で石炭荷役を中心に事業展開している港湾運送事業者の存続や港湾労働者の雇用が危ぶまれる状況になっています。港湾運送事業者や港湾労働者が政府施策により「切り捨てられる」ことがないように、事業存続、雇用確保に向けた具体的な説明を求めます。

## 2. 海上物流の情報の共有化について（経産省）

現在、海上物流については、米国向けの貨物量が急増したことなどから、北米西岸港を中心に港湾混雑等が発生し、コンテナ船の遅延による配船スケジュールへの影響や海上コンテナ運賃が高騰し続けています。さらに、ウクライナ情勢や上海のロックダウン等の影響により、海上物流を取り巻く情勢は日々深刻に変化しています。こうした状況について、今後の見通しや対策等について必要に応じて港湾労働組合との情報交換及び意見交換が出来る場の設置を求めます。

## 3. 価格転嫁政策について（経産省）

22春闘において経営者団体である日本港運協会は、政府が進める「価値創造のための転嫁円滑化施策」を積極的に推進し、港湾環境整備に資するための適正料金確保に向けて取り組みをすすめていくこととしました。ついては、貴省と関係所管官庁である国土交通省・厚生労働省と連携を図りながら船社・荷主（団体）に対し、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に労務費に転嫁させるべく適正料金を港湾運送事業者に対して還元するよう指導の徹底を強く求めます。同時に同施策に応じない船社・荷主（団体）に対しては両罰規定を適用させるなどの法整備を求めます。

## 4. 港湾運送料金の適正収受と商慣行の改善策について（経産省）

港湾運送料金については、深夜・土日祝日等の割増料金、待機料金、長期蔵置貨物の保管料金等を十分に収受できていない港湾運送事業者が一定数あるなど、人件費、設備費、燃料費等の原価に見合った適切な料金が収受できていない実態があります。ついては、貴省と関係所管官庁である国土交通省と連携を図りながら船社・荷主（団体）に対し、港湾運送料金を原価計算に基づく荷役料（運賃）の設定と不合理な商慣行の改善への周知を強く求めます。

## 5. 港湾の通過貨物対策について（経産省）

近年、官民一体となって港頭地区に滞留するコンテナ対策、地球温暖化対策、ドライバー不足対策等の解消に向けた取り組みとして内陸地におけるコンテナラウンドユース事業およびインランドデポ事業を拡大させています。一方、国際戦略港湾政策により「集貨」「創貨」「競争力強化」の3本柱で国際競争力の強化等を通じて雇用と職域の確保、並びに創出を目指しています。このような内陸地区と港湾地区のどちらに機能集積を重

点的に推し進めるのかの物流政策について所管行政は明らかにしていません。

事業の推進にあたっては、港湾運送事業者へ与える影響等を注視したうえで貴省と所管官庁である国土交通省・厚生労働省、港湾運送事業者団体である日本港運協会、港湾労働組合との官民連携による「港湾機能対策会議（仮称）」の設置を求めます。

#### 6. 海上コンテナ（ドライコンテナ）による液体輸送について（経産省）

依然として、ドライコンテナによる液体輸送がコスト削減を理由に一般化しています。

とりわけ、ドライコンテナでのフレキシブルバッグを使用しての液体輸送については、安全を重視する立場から液体類専用タンクコンテナに切り替えて輸送すべく荷主関係団体に対して強く推奨するよう求めます。同時に液体輸送に係わる安全輸送について、所管官庁である国土交通省・厚生労働省、港湾運送事業者団体である日本港運協会、港湾労働組合との官民連携による情報交換及び意見交換が出来る場の設置を求めます。

#### 7. 国際海上コンテナ陸上輸送における「特殊車両通行許可」について（経産省）

近年、海上コンテナ輸送を行う場合、荷主が輸送の効率ばかりを追い求めるがあまり安全輸送が形骸化の一途となっています。こうした背景には「特殊車両通行許可」の条件を荷主が理解していないことから、運送事業者は法令違反して運送行為をせざるを得ない状況になっています。ついては、貴省と国土交通省が連携を図りながら荷主に対して道路交通法など車両制限（車両の幅、長さ、重量等）に関する法令に基づく特殊車両を理解させたいと運送依頼をすべく運送事業者に周知するよう求めます。

#### 8. 新型コロナウイルス対策について（経産省）

港湾労働者は社会機能や国民生活を現場から支えるエッセンシャルワーカーとして港湾業務に従事しています。現場では人員不足により休暇を取得できない状況にあることに鑑み、国庫負担によるPCR検査並びにワクチン接種が都度受けられる体制を整えるよう貴省から所管官庁である国土交通省に対して要請するよう求めます。

以上